

公正職務執行確保のための機能について

1. 概要

(1) 方針

- ①公正職務執行確保に関する要綱の策定
- ②公正職務執行確保委員会（仮称、以下「委員会」）の設置

(2) ポイント

①委員会の権限

- ・委員会の審査業務には制限を設けない。
（公共工事契約、委託契約、許認可等）

②体制

- ・直接の調査等の権限、体制を設ける（委員会事務局）。

③連絡システム

- ・基本的には、所属→部→委員会という体制とする。
- ・直接職員、所属から委員会に相談できる体制も設ける。（対応の基本は所属・部）
- ・原則的に全ての案件について、委員会に情報提供し、事例の集積を行う。

(3) 委員

- ・弁護士、警察OB、府職員OB等の学識経験者等から、3名を知事が委嘱する。

(4) 事務局

- ・総務部人事室内に委員会事務局を設置する。

(5) 時期

- ・11月1日予定

2. フロー

(1) 事務の流れ

- ① 職員は、第三者（不当行為者）から不当な要求・圧力があつた場合は、上司及び所属長に報告する。
- ② 直接監督責任者又は所属長は、部下から報告を受けた場合は、適法かつ公正な職務遂行を確保するために、要求等の経過記録指示や、直接対応など、適切な措置を講ずる。
- ③ 所属長は、部下からの報告内容が公正な職務遂行を損なう恐れがある場合は、部局長に報告する。
- ④ 部局長は、所属長からの報告内容について調査し、公正な職務遂行を損なうと認められる場合は、公正職務執行確保委員会に通知する。
- ⑤ 公正職務執行確保委員会は、通知内容について調査・審査し、結果を知事及び当該通知のあつた部局長に報告する。

- ⑥ 知事は、必要に応じて不当行為者への警告、捜査機関への告発、報告内容の公表等の措置を講ずる。
- ⑦ ①～⑥を基本とするが、内容等により、これによりがたい場合は、職員又は直接監督責任者等は、直接公正職務執行確保委員会に相談することができる。
- 委員会は、内容審査の上、職員にアドバイスすると共に、必要に応じ、部局長に確認・指示を行う。
- ⑧ 原則的に公正職務執行にかかる全ての案件について、委員会に情報提供し、事例の集積を行う。
- ⑨ 情報提供については、⑧を基本とするが、内容等により、これによりがたい場合、職員及び所属長は、公正職務執行確保委員会に直接提供する。

(2) フロー

